

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第四編 社会保険・社会保障

第四章 社会保険診療報酬の点数引下げ問題

厚生省では、五四年七月一日より社会保険診療報酬の点数引下げを実施した。引下げられたものはストレプトマイシン、ペニシリン、葡萄糖など約五〇種類の薬品で、最近における薬価の値下りによるというのがその理由とされた。これによると、例えばストレプトマイシン—グラムを一日二回筋肉注射をすると、四五点(五六二円五〇銭—都市一点単価—二円五〇銭)であったのが、二九点(三六二円五〇銭)に下ることになる。

厚生省によるこの引下実施が七月一日に決定されるについては、早くから医師側の猛烈な反対運動が行われ、政府と医師団体の間で争いが続けられていた。六月一八日、日本医師会では、政府が七月一日より点数引下げ強行を通告して来たのに対して、次のような声明書を発し、強硬な反対態度を示した。しかしその後この反対運動が激化するに従って、日本医師会はその性格から、この運動に対して消極的あるいは同調しない態度に傾いていった。

(声明書)

日本医師会は、今回の社会保険診療報酬点数改訂案に当初より強く反対し、現在においてもその態度に変わりはない。然るに厚生省当局は、全医療機関の医業遂行を破局に導く不合理な点数の改正を、一方的に七月一日実施を告示したことは誠に遺憾とするところである。

日本医師会が何故に、かくも強く反対するかは周知の通りである。即ち、当然引上げるべき要因をもつ一点単価は、昭和二十六年以来据置き、点数表の不合理不適正も放置し、しかも課税問題は混乱する等基本的な重大問題を改正することなく、単に薬価値下りという現象を捉えて引き下げを行うということは、医業経済のバランスを考慮せず、正に角を矯めて牛を殺すの暴挙である。

次に去る五月二十七日開催せられたる第十四回中央社会保険医療協議会は医療担当者代表中医師会側代表全員の退席後は組織機構上その機能を喪失せるものであり、その議決は無意味である。従ってその答申は単なる情況報告に止まると解せざるを得ないものであり、その結果に基いてなされたる今回の告示は、日本医師会としては到底承服することができない。かくの如き過去の行掛りを無視し当然是正すべきものを放置して一方的に公私全医療機関の犠牲のみを強いることは、健全なる国民医療の発展を阻害するものであり社会保険の運営上大なる支障を来たすものである、よって日本医師会は重大なる決意の下に当局の猛省を促したにも拘らず政府はこれを強行した。

この不当なる処置に対する一切の責任は勿論、将来の波乱に対しても挙げて厚生大臣の負うべきものである。

右声明する。

昭和二十九年六月十八日

日本医師会長 黒沢潤三

なお医師側におけるこの点数引下げ反対の理由は、次に掲げる東京都保険医会の声明および東京都医師会の訴えによく示されている。

(声明書)

我々は第十四回中央社会保険医療協議会で一方的に決定された抗生物質等の点数引き下げ七月一日実施の延長を要求して厚生省に座り込みを含む集団交渉に立上った。

我々としても薬価が下ったから診療費が下り、国民の医療費が軽減されることにはあえて反対するものではないが、今回実施されようとしている点数引下げの問題は社会保険医療を根底から崩壊に追込むものである。一昨年以来の単価据置きによって社会保険医療の危機は深刻化している。殊に今年に入って当局の社会保険医療圧迫政策はとみに激化して来た。税金の特別措置は撤廃され保険医は過酷な税金に苦しみ、良心的に診療を続けようとする保険医に対しては不当な監査を強行し、一方的に指定取り消し等の処分を強行している。社会保険医はこれらの圧迫によって経済的にも技術的にも診療の制限を強要され、国民の医療と保険医の生活は正に破壊されようとしている。

我々は社会保険医療を崩壊の危機から守るために、
一、国庫負担によって社会保険診療報酬を二〇円とせよ。
二、技術料を認めた点数の大巾引上。
三、社会保険診療報酬は無税とせよ。
四、制限診療を撤廃せよ。
五、不当監査反対。
等の要求をかかげて闘って来た。

しかるに当局はこれを全く無視し、中央社会保険医療協議会において点数の引下げを医師会側委員の退場の中で非民主的に採決を強行し、七月一日より実施しようとしている。この結果、二カ年にわたる低単価に苦しみ苛酷な税金にあえいでいる保険経営は今度の点数引下げによって五%~二〇%以上の減収となり、診療所病院の経営は全く不可能となり、社会保険医療は窒息させられるであろう。

我々は二カ年間据置の単価引上、技術料を認めた適正医療費の実施まで点数の引下げを延期することを要求するものである。今回の運動は開業医と医療関係労働者が共通の要求の上に立って起上ったものであって、国民の健康を守るに足る社会保険医療を確立するために実施延期の貫徹まで一步も退かぬことを声明する。

六月二十一日 東京都保険医会
(健康保険を利用される皆さん!)

健康保険では、皆さんがこういう治療をして欲しいと思ってもその希望がそのまますぐには、やって貰えない事があるのを御存知ですか。一部で「薬が安くなったので、点数を下げたら、それに反対して医者がハンストをやった」といわれているようですが、とんでもない間違いで、そんな単純なものではないのです。薬価が安くなればそれだけ点数が下るのは当然です。

私達は、こんな事に反対しているのではありません。
一体点数といえますのは薬価と医者技術料その他を含めて成り立っているのです。

この薬価の部分が下れば、点数を引下げるのは当然ですが、ガス代、電気料金、人

件費等の上昇にもかかわらず技術料(これは医者の方生活費に当てられる部分です)を永年据置きにしている、然も今度の点数切下げは、薬価の値下りを更に下廻る切下げであって事実上この技術料に呑み込んでいます。こんなバカなことが公然と行われて良いものでしょうか。こんな事から、全国の医者が、憤然として立ち上った動機の一つにもなっているのです。

私達が言ひたい事は最も良い治療を、自分の知識と経験にもとずいて、思う存分皆さんの病氣と闘いたいということです。
こういう切実な気持ちから、私達は徹底的に、今の「健康保険制度」の改革を要求しているのです。

かつて私達が被保険者の皆さんの御協力を得て、国庫補助を主張しました、曲りなりにも結核の半額公費負担を得られました事は、皆さんの御協力を裏切ったこととは思いません。

保険経済の上昇は皆さんのベースアップと加入者の増加による自然増が、大きくあずかっているのです。一部に伝えられる勤労者の皆さんに医者が迷惑をかけたという宣伝は、全く事実無根であって為にせんがための宣伝に過ぎないことは御諒解下さることと思います。

私達は今後も尚運動を続けなければなりません。
どうか、私達のやっていることをよく御理解下さって、共に手をたづさえ、完全な医療を受けることの出来る様な制度の確立に奮闘しようではありませんか。
昭和二十九年七月二十日 東京都医師会

日本労働年鑑 第28集 1956年版
発行 1955年11月20日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
